

第3節 子供・若者の健康と安心の確保

1 健康の確保・増進

(1) 安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等

(安心で安全な妊娠・出産の確保)

○厚生労働省は、妊娠や出産に係る経済的負担の軽減や、周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保、不妊治療への支援、妊娠や出産に関する情報提供や相談支援体制の整備、マタニティマークの普及啓発などに取り組んでいる。

(地域における母子保健の充実)

○厚生労働省は、妊産婦・乳幼児に対する健康診査や保健指導といった母子保健事業を推進している。また、平成26(2014)年度には、妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業を実施した。平成27(2015)年度は「子育て世代包括支援センター」を整備し、さらにこのような取組を強化する。

(小児医療・予防接種の充実)

○厚生労働省は、小児初期救急センター、小児救急医療拠点病院、小児救命救急センターの整備の支援や、小児救急電話相談事業(#8000)の実施の支援などにより、小児救急医療を含め、小児医療の充実を図っている²⁴。予防接種については、「予防接種法施行令」を改正し、平成26年10月から、水痘等を法に基づく定期接種とした。

(2) 思春期特有の課題への対応

○文部科学省は、喫煙や飲酒、薬物乱用、感染症などについて総合的に解説した教材²⁵を作成し、小・中・高校などに配布している。

○厚生労働省は、「健康日本21(第二次)」²⁶と「健やか親子21」²⁷において、未成年者による喫煙と飲酒の根絶を目標に掲げ、シンポジウムやホームページを活用して、喫煙と飲酒による健康に対する影響についての情報提供を行っている。平成26(2014)年4月には、平成27(2015)年度から開始する「『健やか親子21(第2次)』²⁸について 検討会報告書」を公表した。第2次の計画では、基盤課題の一つとして「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」を位置付け、取組の充実を図っていく。

(3) 健康教育の推進

○学校では、「学校保健安全法」に基づき、養護教諭と関係教職員が連携した保健指導や、関係機関との連携による救急処置・健康相談・保健指導の充実が図られている。性に関する問題については、体育科や保健体育科、特別活動などを中心に学校教育全体を通じた指導が行われている。

2 相談体制の充実

(1) 学校における相談体制の充実

○文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充を図ったりしている²⁹。また、教職員を対象とした研修会やシンポジウムなどを行っている。(図表6)

24 小児救急医療拠点病院、小児救急電話相談事業に対する支援は、平成25年度までは補助金であったが、平成26年度より、地域医療介護総合確保基金において実施可能となっている。

25 中学生用http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111804.htm

高校生用http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm

26 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成25(2013)年度から平成34(2022)年度までの国民運動の推進について定めている。

27 <http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/> (公式ホームページ)

28 平成27(2015)年から平成36(2024)年を計画期間とする。

29 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm

図表6 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー



(2) 地域における相談、医療機関での対応

○厚生労働省は、以下の取組を行っている。

- ・「地域子育て支援拠点」の設置の推進
- ・精神保健福祉センターや保健所、児童相談所における、医師、保健師、精神保健福祉士による相談の推進
- ・価値観を共有する同世代の仲間による相談・教育活動の普及促進
- ・障害児相談支援を平成27（2015）年4月から障害児通所支援を利用する原則すべての保護者に実施
- ・都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図る「子どもの心の診療ネットワーク事業」の実施

第4節 若者の職業的自立、就労等支援

1 就業能力・意欲の習得

(1) 勤労観・職業観と職業的自立に必要な能力の形成

(キャリア教育・職業教育の推進)

- 文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省は、学校、地域、産業界が一体となって社会全体でキャリア教育を推進していこうという気運を高めるため、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を実施している³⁰。(図表7)
- 文部科学省と経済産業省は、学校関係者や地域社会、産業界といった関係者の連携・協働による取組を表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施している。
- 文部科学省は、上記のほか、以下の取組を行っている³¹。

図表7 キャリア教育推進連携シンポジウム



(出典) 文部科学省、経済産業省及び厚生労働省資料

30 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1342369.htm
 31 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/index.htm

- ・企業による出前授業などの教育活動支援，職場体験・インターンシップ受入先の開拓やマッチングなど，地域における学校のキャリア教育を支援する組織の整備の促進（地域キャリア教育支援協議会設置促進事業）³²。
 - ・高校普通科におけるキャリア教育の実践に関する調査研究³³
 - ・高校におけるインターンシップコーディネーター配置事業
 - ・全国各地で高校の教員にキャリア教育の意義や重要性について理解を深めてもらうための「キャリア教育推進アシストキャラバン」の実施
 - ・キャリア教育の趣旨の周知と指導内容の充実を図るため，小学校・中学校・高校において，学校の特色を生かしたキャリア教育の年間指導計画を作成する際に参考となるパンフレットを作成・配布し，文部科学省ホームページにも掲載³⁴
 - ・学校や教育委員会におけるキャリア教育に関する研修のための動画コンテンツと資料を文部科学省ホームページで配信³⁵
 - ・学校が望む支援と地域・社会や産業界などが提供できる支援をマッチングさせる特設サイト「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」³⁶の運用
- 厚生労働省は，企業で働く者などを講師として中学校や高校に派遣し，職業や産業の実態，働くことの意義，職業生活を子供に理解させ，考えさせる「キャリア探索プログラム」を実施している。また，キャリア教育の企画・運用を担う人材を養成するための講習を行う「キャリア教育専門人材養成事業」を実施している。
- 経済産業省は，先進的な教育支援活動を行っている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」を実施している³⁷。また，職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力を「社会人基礎力」³⁸として整理し，大学教育を通じた育成や評価の取組の普及を図っている。

(インターンシップ（就業体験）の推進)

- 文部科学省，厚生労働省，経済産業省では，「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成9年）を平成26年4月に一部改正し，各大学・産業界に周知した。
- 経済産業省は，長期インターンシップを推進するため，受入促進に向けたツール・メソッドの整備や産学をつなぐ専門人材のための活用ガイドを策定してホームページで公開している³⁹。また，全国3か所でのシンポジウムの開催など，普及に取り組んだ。

(女性若年層に対する啓発)

- 内閣府は，女性若年層に対して，女性の進出が遅れている理工系などの分野に関する情報提供を行っている。
- 厚生労働省は，女子学生が的確に職業や進路を選択するために自らの将来を多角的に考える契機となる資料を作成し，高校や大学を通じて配布している。また，就職先を選択する際には「女性の活躍・両立支援総合サイト」⁴⁰（平成27年度に内閣府「見える化」サイトと統合予定）などを参考にして各企業の女性の活躍状況やポジティブ・アクションの取組も考慮するよう，大学等を通じて，学生に対する啓発を図っている。
- 文部科学省は，男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援の推進を図るため，ブックレットを

32 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1339053.htm

33 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1338650.htm

34 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1312372.htm

35 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1315412.htm

36 <http://kakehashi.mext.go.jp/>

37 <http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/index.html>

38 <http://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/index.html>

39 <http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/intern/intern.html>

40 <http://www.positiveaction.jp/pa/>

作成し、普及・啓発を図っている。

○経済産業省は、育児などで一度退職し再就職を希望する女性などに対して職場経験のブランクを埋める機会を提供するため、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援する「中小企業新戦力発掘プロジェクト」を実施した。

○独立行政法人国立女性教育会館⁴¹は、大学などと連携し、女子学生を対象に、就業も含めた女性としてのキャリア形成について学ぶ研修等を行っている。

(2) 能力開発

(公的職業訓練)

○厚生労働省は、公共職業能力開発施設のほか、大学を含む多様な民間教育訓練機関なども活用しつつ、公共職業訓練を実施している。また、求職者支援制度⁴²により、雇用保険を受給できない若者などに対して、きめ細かな就職支援を行っている。

(ジョブ・カード制度、若年技能者の人材育成)

○厚生労働省は、以下の取組によりジョブ・カード制度⁴³を推進している。なお、ジョブ・カード制度は、平成26(2014)年度に見直しに向けた検討を行い、平成27(2015)年度中に新制度に移行する予定としている。(図表8)

- ・キャリア・コンサルタントによるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施
- ・実践的な職業訓練(職業能力形成プログラム)の受講の機会の提供
- ・職業能力評価の情報を取りまとめた「ジョブ・カード」の就職活動などにおける活用

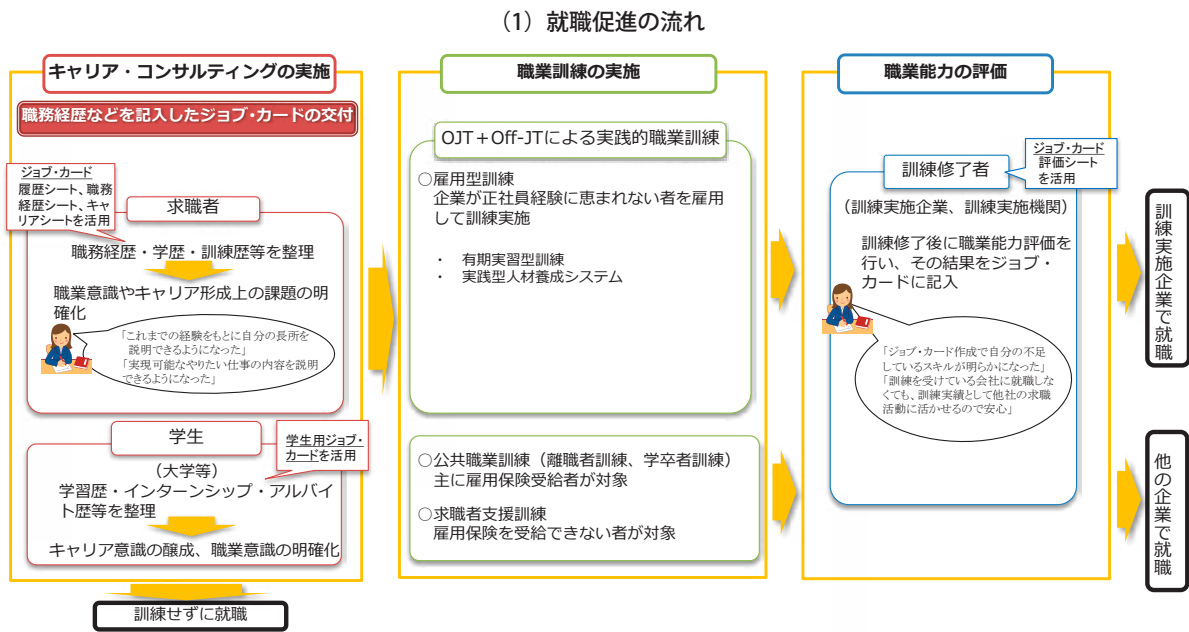
また、若年ものづくり人材の確保・育成を促すため、ものづくりマイスターによる若年技能者などへの実技指導や職場体験実習などを行う「若年技能者人材育成支援等事業(ものづくりマイスター制度)」を実施している。さらに、人材育成に取り組む事業主などに対して訓練経費や賃金の一部を助成する「キャリア形成促進助成金」を拡充し、企業内における若者への技能継承や中核人材の育成を図っている。

41 <http://www.nwec.jp/>

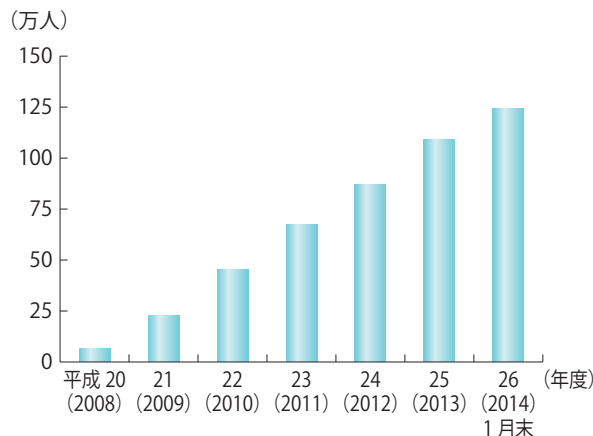
42 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html

43 http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/

図表8 ジョブ・カード



(2) 取得者数（累計）



(出典) 厚生労働省資料
(注) (2) の平成25年度は10月末までの数値。

○文部科学省は、産学官コンソーシアムを組織し、社会人や大学生、専門学校生、高校生が就労やキャリアアップに必要な知識・技術・技能を習得するための学習システムの構築を図っている。

2 就労等支援の充実

(1) 高校生などに対する就職支援

○文部科学省は、都道府県教育委員会などに対し、都道府県労働局と連携した一層の求人開拓と未就職卒業生への配慮を依頼するとともに、経済団体に対しても、新規高校卒業生の求人枠の維持・拡大や求人秩序の確立、適正な採用選考の実施を要請している。また、就職相談や求人企業の開拓を行う「高等学校就職支援教員」（ジョブ・サポート・ティーチャー）を配置する経費が地方財政措置されており、高校で活用されている。

○厚生労働省は、ジョブサポーター⁴⁴を活用し、講習や高校内企業説明会、求人情報の提供、職業適性検査や各種ガイダンス・セミナー、求人開拓、未内定者に対する一貫した個別支援を、学校と一

44 平成25（2013）年度は、2,300人を全国に配置し、ジョブサポーターの支援により高卒と大卒等を合わせて約20万人の就職が決定した。